

新旧対照表
(マチピサービス利用約款の改正)

2026年7月15日

改定後	改定前
第1条（定義等） （2）「マチピ（限定）」とは、マチピのうち、まちづくり松山が利用可能なマチピ加盟店、商品又はサービスを限定して発行するものをいいます。 （3）「マチピ加盟店」とは、まちペイ加盟店のうち、まちづくり松山が認めたマチピを利用してお買い物をすることができる店舗又は施設をいいます。 （4）「マチケット」とは、イベントやキャンペーンにより配布する割引券をいいます。 第2条（マチピの有効期限） マチピの有効期限は、付与された日の属する月の翌月から1年間です。ただし、キャンペーン等により付与された期間限定のマチピ及びマチピ（限定）については、この限りではありません。 第3条（マチピの残高及び有効期限又はマチピ付与対象の確認方法） 4. マチピ（限定）の利用にあたっては、会員は自らアプリ等の表示を確認し、利用可能な店舗等において利用するものとします。指定された範囲外の店舗等において利用できなかったことにより会員に生じた損害について、まちづくり松山は自らの故意又は過失による場合を除き、責任を負わないものとします。 第4条（マチピの利用） マチピは、マチピ加盟店店頭にて、マチカカード等を提示し又はまちペイアプリを利	第1条（定義等） 【追加】 （2）「マチピ加盟店」とは、まちペイ加盟店のうち、まちづくり松山が認めたマチピを利用してお買い物をすることができる店舗又は施設をいいます。 （3）「マチケット」とは、イベントやキャンペーンにより配布する割引券をいいます。 第2条（マチピの有効期限） マチピの有効期限は、付与された日の属する月の翌月から1年間です。ただし、キャンペーン等により付与された期間限定のマチピは、この限りではありません。 第3条（マチピの残高及び有効期限又はマチピ付与対象の確認方法） 【追加】 【追加】

用することにより、所定の換算率にて商品等の支払いに利用することができます。 ２．前項の規定にかかわらず、利用可能店舗等については、第３条第４項の定めに従うものとします。 ３．一部マチピを利用してお支払いいただけない商品等があります。詳しくは、マチピ加盟店にお問合せください。 ４．会員が有効期限や利用可能店舗等の異なる複数のマチピを保有している場合、原則として有効期限の早いものから優先して自動的に消費されるものとします。ただし、決済を行う店舗等がマチピ（限定）の利用対象外である場合は、当該店舗等で利用可能なマチピのみが消費されます。 第５条（マチケット） 第６条（情報提供サービス） 所定のマチピの付与率（第４条第１項、マチピ（限定）を除く。） マチピ利用時の換算率（第４条第１項） 改定：2025年12月16日 改定：2026年7月27日 【削除】	第４条（マチケット） 第５条（情報提供サービス） 所定のマチピの付与率（第４条第１項） マチピ利用時の換算率（第５条第１項） 改定：附則第１条の効力発生日 【追加】 附則 第１条（効力発生日） 本約款の改定は、令和７年１２月１日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日（別途告知）より効力を有するものとします。
---	---